

核兵器限定使用容認、集団的自衛権行使容認、新たな武器輸出三原則策定

安倍政権の軍国主義化の動きに強く抗議する

2014年3月4日

全国保険医団体連合会

非核・平和部長 永瀬勉

今年2014年に入っても安倍政権は「核兵器限定使用容認」「集団的自衛権行使容認」「新たな武器輸出三原則の策定」などを進めようとしている。これら安倍政権の軍国主義化の暴走は到底認めることができない。憲法の「国民主権」の原則に照らし、安倍政権は直ちにこれらの改悪を止めるよう強く求める。

核兵器限定使用容認

岸田外相は1月20日、「(核保有国は)核兵器の使用を個別的・集団的自衛権に基づく極限の状況に限定するよう宣言すべきだ」と、「極限の状況」と判断すれば核兵器の使用を容認する発言を行った。また2月14日の衆議院予算委員会では、有事の際に米軍が核兵器を日本に持ち込むことについて、時の政権が判断するとした民主党政権時代の岡田元外相の答弁を「安倍内閣としても引き継いでいる」と述べた。

これらの発言は昨年6月にオバマ政権が発表した「核兵器使用戦略」に呼応したものであり、集団的自衛権を発動して日米が戦争を行っている際に核兵器の限定使用を認め、有事の際に日本に核兵器の持ち込みを認めるもので、被爆国日本の国民の願いに背くものであり断じて容認できない。

首相が独断で集団的自衛権行使容認

安倍首相は2月12日の衆議院予算委員会で、集団的自衛権の行使を認める憲法解釈の変更について「(政府の)最高責任者は私だ。政府の答弁に私が責任を持って、そのうえで選挙で審判を受ける」と述べた。これは従来、集団的自衛権の行使については歴代の内閣法制局長官が「憲法9条のもとでは認められない」と述べてきたことについて、首相が独断で集団的自衛権行使容認を認めるという危険な発言である。

この発言は、憲法が政府を縛る「立憲主義」と、国民が主権をもつ「国民主権」の立場をくつがえすもので、断じて認められない。

武器輸出を認める新たな武器輸出三原則の策定

安倍政権は2月23日、新たな武器輸出三原則の素案を固めた。この原則は「国連決議で禁じられた国」や対人地雷禁止条約などに違反する国には武器輸出を禁ずるが、国連など国際機関への武器供与や武器の国際共同開発を認めるもので、「国際紛争当事国とその恐れのある国」への輸出が認められるようになる重大な内容を持っている。憲法の平和主義の理念に照らして、こうした武器輸出の原則緩和を直ちに止めるべきである。

以上